

D 花嫁化粧着付【掛下文庫着付(お引きずり)】

課題: 通常、結婚式で用いられるもの。

競技は、「化粧、かつら装着、ボディ補整、長襦袢着付」までの作業と「掛下着付、帯結び」の作業に分けて行い、上品で格調高く花嫁らしい作品を作るものとする。

長襦袢着付までの作業は監視委員立会いの下に控室で行い、「掛下着付、帯結び」の作業は競技ステージで行う。長襦袢及び掛下の衿どじは、事前に済ませて来るものとする。(長襦袢の衿芯は自由とし、三河芯に半衿をつけたもの、その他、特別に考案・加工されたものも可)

出場資格: 愛知県内の美容組合員及び従業員(保健所へ従業員の届け出がしてあること)であり、美容師免許有資格者。(申込時に美容師免許証のコピーを提出すること。)

競技時間: 長襦袢着付までの作業 (控室にて作業)・・・80分
掛下着付、帯結びの作業 (競技ステージにて作業)・・・20分

競技に関する制限及び禁止事項(違反した場合は、減点もしくは失格となる)

禁止事項

- ① 競技中、選手同士又はモデル・観客と会話等をしてはならない。
- ② 競技中、用具の貸し借りをしてはならない。
- ③ 競技中、他の選手に迷惑をかけるような言動、及び監視委員の指示に従わない等の行為は、退場を命じることがある。
- ④ 帯に形付けをしたり、帯結びの過程につながる過度のたたみ方をしておくことは認めない。(抱え帯を含む)
- ⑤ 帯や着物などに糸印をつけておくことは認めない。
- ⑥ 着物及び長襦袢のふり合わせは、とじてあってはならない。
- ⑦ 帯あげは縫ってあってはならない。
- ⑧ 文庫の形付けのための芯は認めない。
- ⑨ かつらの下地作り、あるいはかつらに、くし・こうがいなどを取り付けておくことは認めない。
- ⑩ 極端に完成されたボディ補整用具の使用は認めない。
- ⑪ ボディ補整のパットやタオルはとじ付けてあってはならない。
- ⑫ 肌着の下にブラジャー等(和装用を含む)の使用は認めない。
- ⑬ 袖の錘用の板紙等の使用は認めない。
- ⑭ ものさし類の使用は認めない。
- ⑮ モデルは競技開始前に、えり・顔に化粧、パック(コットンパックを含む)がしてあってはならない。
- ⑯ モデルは競技中はもとより、控室等にあっても化粧施術を禁止する。(アイテープ、つけまつ毛を使用する場合は、選手が競技時間内(80分)につけること。)
- ⑰ モデルが、ひも・伊達巻き・帯あげなどを結ぶことは認めない。(ただし、ひも・伊達巻き・帯あげなどを腕にかけたり、手に持つことはさしつかえない。)
- ⑱ モデルが、袖・衿元・裾などを修正することは認めない。(ただし、たもとを持ち上げること及び衿合せを押さえることはさしつかえない。)
- ⑲ モデルが、かつら装着を手伝うことは認めない。(ただし、ネットやハチマキを押さえることはさしつかえない。)
- ⑳ 競技終了後、選手はモデルに一切触れてはならない。
- ㉑ 助手の使用は一切認めない。(ただし、競技用具の搬出入のために、係員の指示に従って助手を指定した場所まで立ち入りさせることはさしつかえない。)

制限事項

- ① 選手の服装は、競技に相応しいものとし、上衣は衿付で白いもの(色、柄は禁止)、下は黒又は濃紺のスカート又はスラックスとする。(ミニ丈は禁止する。)靴は、ヒールの低いものとする。(ブーツは不可)
- ② 帯結びの型については、掛下文庫とする。
- ③ 裾合わせは中心から左右均等に開くこと。

- ④帯あげは中央で結ぶ型とする。
- ⑤長襦袢及び掛下の衿どじは、事前に済ませて来るものとする。(長襦袢の衿芯は自由とし、三河芯に半衿をつけたもの、その他、特別に考案・加工されたものも可)

衣裳類持ち込みに際しての禁止事項

(a) 掛下

- ①比翼(裾)は、つけてある所から、裾ふきまで一切表布にとじてあってはならない。
- ②立て棲の比翼は、胴裏につけてある所から衽つけで表布にとじてあってはならない。
- ③芯を入れるなどの加工をしてはならない。
- ④袖付にあて布があってはならない。

(b) 長襦袢

- ①衿は、白無地とする。
- ②上下セパレートのもの認めない。
- ③巡礼衿は認めない。
- ④後衿の力布は、あってはならない。(衿抜き用の細ひもは可)

(c) 帯と抱え帯

- ①特定のひだの折り癖が強くつけられているものは認めない。

(d) 着付小物

- ①肌着、裾よけ、帯枕は特別に考案・加工された、特殊な型式のものは認めない。

[注]競技用具は、大会当日の朝、競技前に監視委員が厳重に点検を行う。



[資料図 I]

その他の注意事項

- ①帯結びに使用するひもは、腰ひも又は何重のゴム仮ひもでもよい。
- ②アイロンは使用できない。
- ③控室で電源の使用は禁止する。
- ④競技終了後、選手は直ちに用具その他のものを持って退場しなければならない。
- ⑤審査はモデルが草履を履いた状態で行う。
- ⑥審査中のモデルのポーズは図のとおりとする。[資料図 I 参照]
- ⑦裾(後ろ)は、自然と引いた形とする。[資料図 I 参照]
- ⑧競技時間内に出来ていないもの(クリップの取り忘れ、草履を履かせてないもの等)は未完成とし、審査は行わない。
- ⑨審査終了後、選手は再入場し、つまどりをして退場する。(つまどりは、審査の対象とはならない。)

競技用具の準備(選手が準備するもの)

<p>(a) ①掛下(事前に衿どじを済ませたもの) ②掛下帯 ③長襦袢(事前に衿どじを済ませたもの。衿芯は自由とし、三河芯に半衿をつけたもの、その他、特別に考案・加工されたものも可) ④帯じめ ⑤帯あげ ⑥抱え帯 ⑦懐剣 ⑧はこせこ ⑨草履 ⑩扇子(白骨で扇面は金、銀のもの) ※①～⑨の用具の色は白とする。 ⑪衣装敷(紙) ⑫衣裳箱(赤色で高さ18cm位の一般的に使用されているもの)</p>
<p>(b) ①かつら(文金高島田) ②こうがい(べっこうでパール、サンゴ、ラインストーン等の付いていないもの、前挿しと後挿しは揃いのもので、片挿しは不可) ③前櫛(特殊な加工がされていない櫛型で、前髪に挿すこと。補助櫛が付いたものは不可) ※角かくしは不要。 ※こうがいをつける時、特殊な用具(こうがい用マジック等)の使用は禁止する。</p>
<p>(c) 小物付属品「足袋、肌襦袢、裾よけ又はワンピース型肌着、腰ひも、仮ひも、伊達巻き(2本)、ボディ補整用具(綿花、タオル、さらし又はガーゼ)、帯枕、帯板、クリップ」</p>
<p>(d) 化粧用具一式(鏡は40cm×30cm以内の物とし、台に乗せてはならない。)</p>
<p>(e) 裁縫用具一式</p>